龍ケ崎市
道路公園課

道路占用許可（道路法３２条）

１　道路占用

道路占用とは、道路法に基づいて市が管理する道路（市道）に物件等を設け、継続的に道路使用することを、一般的に「道路占用」といい道路管理者の許可を得る必要があります。

２　道路占用が可能な物件

道路占用が可能な物件は法令で定められており、それ以外は許可することが出来ません。

さらに道路占用が可能な物件であっても、申請の内容によっては許可することが出来ない場合があります。許可が可能な物件については以下のとおりとなります。

1)　電柱、電話柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所など
2)　水道管、下水道管、ガス管など
3)　道路の上空看板、外壁工事のための仮設足場など

３　申請書の提出

道路占用の許可を受ける場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出することが必要になります。

1)　道路占用の目的
2)　道路占用の期間
3)　道路占用の場所
4)　工作物、物件又は施設の構造
5)　工事実施の方法
6)　工事の時期
7)　道路の復旧方法

４　許可条件

許可には道路の敷地外に余地がないことや道路の構造及び交通に支障を及ぼすおそれがないことなどの条件があります。

また、仮復旧等を含む未完了の工事個所は、占用者の責任において管理することも条件になります。

５　費用負担

龍ケ崎市道路占用料徴収条例に基づいた占用料を納めていただきます。